

1. 環境・景観の保全と創造

現状と課題

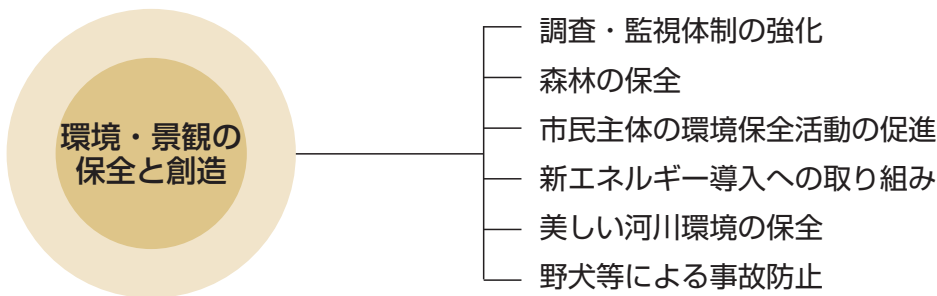
地球環境問題の深刻化を背景に、地球規模で環境保全の重要性が叫ばれています。自治体としても、自然環境の保全に向けた具体的な行動の推進が強く求められています。

本市は、北西部は瀬戸内海に面し、北東部は象頭山(琴平山)、大麻山、弥谷山などに接し、南東部は讃岐山脈の中蓮寺峰、若狭峰、猪ノ鼻峠、六地藏峠などを境に徳島県に接する南北に広がるまちで、美しい海岸線や豊かな田園空間、緑映える森林に代表される、多彩で特色ある自然が息づいています。これらの優れた自然環境・景観は、本市の最大の財産であり、未来へと引き継いでいくことが求められています。

このような中、本市では、新たなエネルギーの導入に向け、平成19年2月に「三豊市地域新エネルギービジョン」を策定したほか、地球環境保全をも視野に入れた環境施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成20年3月に「三豊市環境基本計画」を策定しました。

今後は、これらの計画に基づき、今まで以上に自然環境・景観の保全をはじめ、あらゆる環境問題への対応を市民・事業所・行政の三者の協働のもとに総合的に推進し、内外に誇りうる環境にやさしいまちの形成を進めていく必要があります。

施策の体系



施策の内容と主要事業

（1）調査・監視体制の強化

水質汚濁・大気汚染・騒音・振動・悪臭などはもとより、アスベスト^{※16}などの環境汚染物質に対しても速やかに対応できるよう、関係機関との連携のもとに調査・監視体制の強化を図ります。

- 環境保護事業

（2）森林の保全

地球温暖化の防止や水源のかん養をはじめとする森林の持つ多面的機能が持続的に発揮されるよう、林道の維持・管理や計画的な森林整備、市民主体の森林保全活動の推進を図ります。

- 林道維持管理事業

（3）市民主体の環境保全活動の促進

広報・啓発活動を充実し、環境保全意識の高揚を図りながら、地域における環境美化運動はもとより、自然保護運動や省エネルギー運動、水質浄化運動など、市民や事業者の主体的な環境保全活動を促進します。

- 河川を美しくする運動実践事業

（4）新エネルギー導入への取り組み

太陽光発電や廃棄物のエネルギー利用など、環境負荷の少ない新エネルギーの導入に向けた取り組みを進めます。

- 三豊市地域新エネルギービジョン事業
- 三豊市ごみ処理技術検討委員会事業

（5）美しい河川環境の保全

市内を流れる2級河川（6水系35河川）の整備を県に働きかけていくとともに、市が管理する準用河川（66河川）と普通河川の維持管理を計画的に行い、美しい河川環境の保全を図ります。

- 河川改修事業
- 市管理河川維持事業

※16 アスベスト…石綿。肺の中に入ると肺がん、悪性中皮種等を引き起こす恐れがある

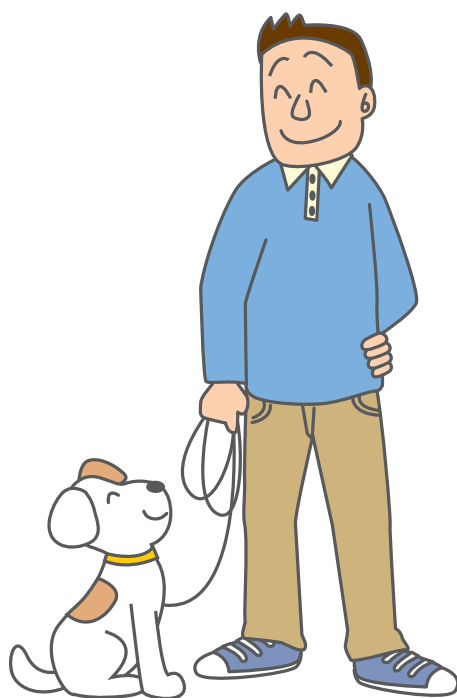
(6) 野犬等による事故防止

ペットの適正な飼育に関する啓発活動を行うと同時に、野犬等による事故防止を図ります。特に犬を飼育する場合には、狂犬病の発生及びまん延を未然に防止し、撲滅するため、狂犬病の危険性を十分に周知し、飼い犬の登録と年1回の予防注射の徹底を図ります。

● 狂犬病予防事業

まちづくり指標

指標項目	単位	平成19年度 (現況数値)	平成25年度 (目標数値)
自然環境保全対策に関する市民の満足度 (みとよの未来づくり市民アンケートより)	%	48.3	60.0
公害などの環境対策に関する市民の満足度 (みとよの未来づくり市民アンケートより)	%	44.2	60.0
狂犬病予防注射率	%	76.3	78.0



2. 循環型社会の形成

現状と課題

これまでの大量生産・大量消費型の社会・経済活動は、私たちに物質的な豊かさや利便性をもたらす一方で、資源やエネルギーを消費し、地球環境問題をはじめ、様々な環境問題を引き起こしています。とりわけ、廃棄物に関する問題は、大量の廃棄物の排出、最終処分場の残余容量の逼迫、後を絶たない不法投棄など、私たちにとって身近で、しかも大きな課題となっています。

本市の一般廃棄物処理施設として、三観広域行政組合クリーンセンターがあり、昭和61年4月より圏域住民から排出される一般廃棄物を処理しています。

焼却処理量は、平成17年度までは増加傾向でしたが、平成18年度は減少に転じました。埋め立て処理量は、平成15年度をピークに減少傾向にあります。また、平成18年度のリサイクル率は、23.1%で県平均とほぼ同程度となっています。

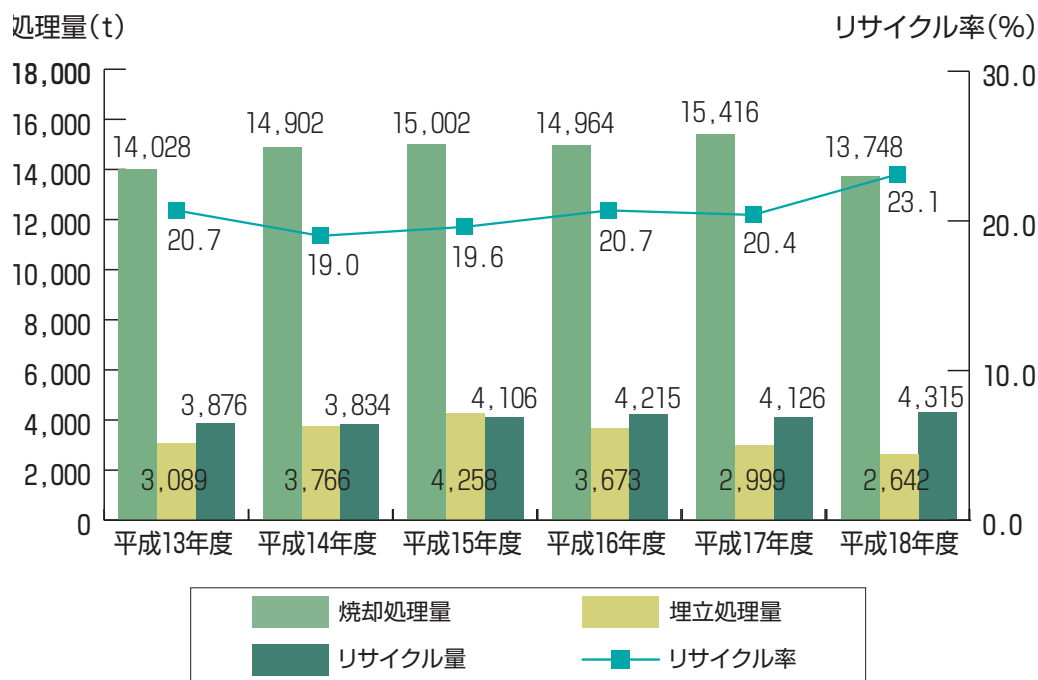
今後は循環型社会の形成に向け、総合的な一般廃棄物処理方法の検討が必要です。また、市内のごみ収集については、合併時点での分別品目や収集体制が旧町ごとに維持されてきましたが、平成20年10月から「新分別収集」を全市で実施し、さらなるごみの減量化及び資源化を推進するとともに、市内にあるバイオマス^{※17}資源を有効活用したバイオマス・タウンの構想についても推進していく必要があります。

また本市では、三豊クリアプラザで高瀬・三野・豊中・詫間・仁尾地区の、三観衛生組合で山本・財田地区のし尿及び浄化槽汚泥の中間処理を行なっています。そこで発生する脱水汚泥のコンポスト（肥料）化処理は、隣接する中讃広域事務組合のかがわコンポスト事業所に委託し、コンポスト（肥料）として、市内の農家に販売し農地に還元・リサイクルをしています。

今後も適正な収集・処理を行うため、中讃広域事務組合の瀬戸グリーンセンター及びかがわコンポスト事業所へし尿及び浄化槽汚泥の処理委託をすることにより、経費の削減と効率的な処理の実施を図る必要があります。

※17 バイオマス…木材・生ごみ・家畜排せつ物などの化石燃料を除いた再生可能な生物由来の有機エネルギー資源

■ごみ処理・リサイクルの状況



資料：一般廃棄物処理実態調査

(注1) 焼却処理量 = 直接焼却量 + 焼却施設以外の中間処理施設からの搬入量

(注2) リサイクル量 = 直接資源化量 + 中間処理後再生利用量 + 集団回収量

(注3) リサイクル率 = リサイクル量 / (ごみ処理量 + 集団回収量) × 100

(注4) 平成18年度は市集計値

施策の体系



- 新たなごみ処理の検討
- 新エネルギーセンター（仮称）の建設
- 3R運動の促進
- バイオマス・タウン構想の推進
- ごみの不法投棄対策の推進
- し尿・浄化槽汚泥処理体制の充実

施策の内容と主要事業

（1）新たなごみ処理の検討

地球温暖化の防止、水と緑を大切に作る共生のまちづくりに向け、ごみ処理技術検討委員会を設置し、本市の新たなごみ処理について検討します。

- 三豊市ごみ処理技術検討委員会事業

（2）新エネルギーセンター（仮称）の建設

ごみ処理技術検討委員会において、本市にふさわしいごみ処理技術について検討した後、ごみ処理施設建設についても検討していきます。

- 新エネルギーセンター（仮称）建設事業

（3）3R運動の促進

広報・啓発活動を充実し、市民や事業者の意識の高揚を図りながら、市一体となった3R^{※18}運動を促進し、環境負荷の少ない循環型社会の形成をめざします。

- 廃棄物抑制事業
- 地区衛生組織連合会振興事業
- リサイクル活動推進事業
- リサイクル活動補助事業

（4）バイオマス・タウン構想の推進

市内の荒廃竹林や生ごみなどのバイオマス資源を有効活用することによって循環型社会の形成をめざすバイオマス・タウン構想を推進します。

- バイオマス・タウン構想推進事業

（5）ごみの不法投棄対策の推進

広報・啓発活動の充実や市民との協働による監視体制の強化を図り、ごみの不法投棄の未然防止及び適正処理に努めます。

- ごみ不法投棄パトロール事業

※18 3R…リデュース（発生抑制）・リユース（再使用）・リサイクル（再生使用）

(6) し尿・浄化槽汚泥処理体制の充実

経費の削減と効率的な処理の実施に向け、中讃広域事務組合の瀬戸グリーンセンター及びかがわコンポスト事業所へのし尿及び浄化槽汚泥の処理委託を行います。

- 瀬戸グリーンセンター・かがわコンポスト事業所更新工事業

まちづくり指標

指標項目	単位	平成19年度 (現況数値)	平成25年度 (目標数値)
ごみ焼却処理量	t	13,748 (平成18年度)	8,700
リサイクル率	%	23.1 (平成18年度)	30.0



3. 上水道の安定供給

現状と課題

水道は、健康で快適な住民生活に欠くことのできない重要な社会基盤です。

平成18年度における本市の水道普及率は98.8%で、県の平均普及率と同じであり、これは国の平均を1.5%上回っています。

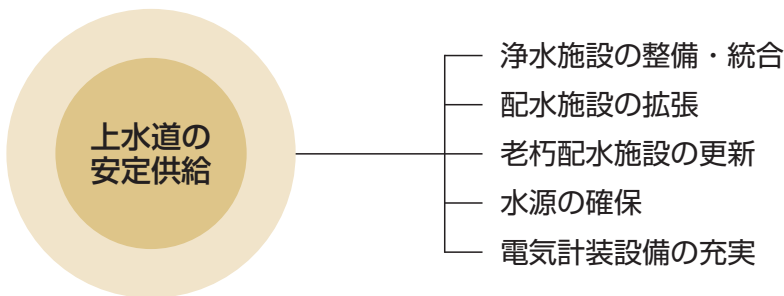
しかし、給水人口は、過去10年の間におよそ4,000人減少しており、今後10年間もほぼ同様の傾向が予想されています。人口減少に伴う給水量の減少をはじめ、県営水道料金の改定、老朽施設の更新など水道事業を取り巻く環境は極めて厳しい状況が予想されています。

一方、本市では配水量のおよそ3分の2を県営水道に依存していることから、早明浦ダムの貯水率に大きく影響されています。渇水時における対策としては、平成21年度から香川用水調整池の本格的な運用が開始されることになっていますが、より安定した水の供給や緊急時の生活水を確保するために自己水源の確保が求められています。

また、本市はおよそ160箇所の水道施設を有しており、今後、配水管の布設替・増強、地域をつなぐ相互連絡管の布設、浄水施設の整備・統合等も大きな課題となっています。

水道は、市民生活や産業活動に欠くことのできないライフライン^{※19}であることから、効率的な管理・運営体制の整備や災害に強い施設の整備・更新など、市民に信頼され安心して利用してもらえる給水体制の確立が求められています。

施策の体系



※19 ライフライン…電気、ガス、水道、道路・交通網などの生活に不可欠な設備や供給路

施策の内容と主要事業

(1) 浄水施設の整備・統合

安全・安心な水道水を供給するため、浄水施設における耐塩索性病原微生物対策を実施するとともに、浄水場の整備・統合について検討します。

- 浄水施設整備事業

(2) 配水施設の拡張

安定した水道水の供給を図るため、配水施設の拡張を行い、併せて震災時の安全対策として緊急遮断弁を設置します。

- 配水施設拡張事業

(3) 老朽配水施設の更新

老朽配水施設の更新を行い、漏水等による損失を軽減し、水道水の安定供給を図ります。

- 老朽配水施設更新事業

(4) 水源の確保

県営水道からの円滑な受水に努めるとともに、自己水源の確保に努めます。

- 水源開発事業

(5) 電気計装設備の充実

電気計装設備の新設更新及び中央監視システムの構築を行い、事故等に即座に対応できる体制を確立し、水道水の安定供給を図ります。

- 電気計装設備新設更新事業

まちづくり指標

指標項目	単位	平成19年度 (現況数値)	平成25年度 (目標数値)
全市的な断水・給水停止の回数	回	0	0
浄水場改良箇所数(全9箇所)	箇所	4	6
配水施設拡張率	%	12.0	68.7
老朽施設の更新率	%	5.0	36.2
電気計装設備新設更新率	%	3.3	35.1



4.生活排水の適正処理

現状と課題

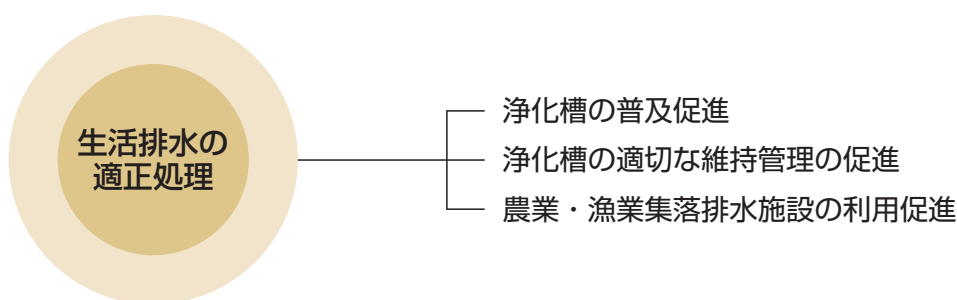
河川・海域等の公共用水域の水質汚濁を防止し、美しく快適な居住環境を確保するため、全国的に下水道等の整備が大きな課題となっています。

しかし、本市では上高瀬第一地区・大見地区・潟満地区・大浜地区・北草木地区に農業集落排水施設、上新田地区に漁業集落排水施設が整備されていますが、その他の地域において下水道は整備されていません。今後も厳しい財政事情のもと、下水道事業に着手できる見通しが立たないことから、浄化槽及び既設の農業・漁業集落排水施設により生活排水の処理を実施することとなります。

今日、浄化槽が公共下水道と同程度の処理機能を持つとされており、短期間に、また比較的安価に施工できる特徴があることから、市街地区域が少なく、家屋が散在する本市にとって、浄化槽による処理方法が最適としてとらえています。

今後は浄化槽の普及率の向上と併せて農業・漁業集落排水施設区域内の接続率の向上を図る必要があります。

施策の体系



施策の内容と主要事業

(1) 浄化槽の普及促進

生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、工事費の一部を補助し、浄化槽の普及を促進します。

- 浄化槽設置整備事業（浄化槽設置補助金）

(2) 浄化槽の適切な維持管理の促進

浄化槽設置後、適正な維持管理を促進し、浄化槽の機能を十分に発揮させ、周辺環境の汚染の防止に努めます。

- 浄化槽設置整備事業（維持管理費補助金）

(3) 農業・漁業集落排水施設の利用促進

農業・漁業集落排水施設が設置されている地域において、施設の適正管理に努めるとともに、未接続者の施設への接続を促進し、施設の有効利用を図り、生活環境の整備を推進します。

- 農業・漁業集落排水施設管理事業

まちづくり指標

指標項目	単位	平成19年度 (現況数値)	平成25年度 (目標数値)
浄化槽整備人口普及率	%	30.4	39.2
農業・漁業集落排水施設接続率	%	72.0	90.0

5.公園・緑地の整備

現状と課題

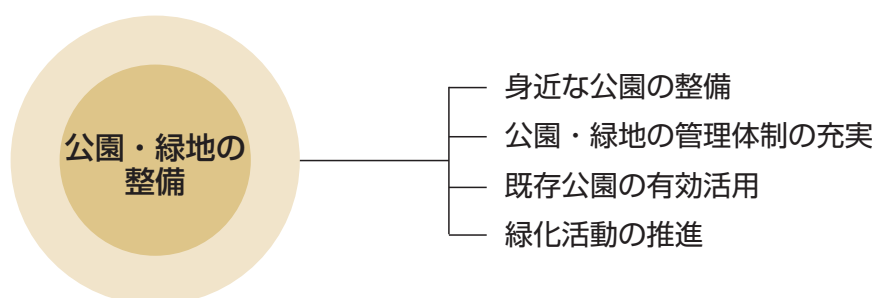
公園・緑地は、スポーツ・レクリエーションの場、交流・いこいの場、子どもの遊び場であるとともに、災害時の避難・救助活動の場となる重要な施設です。

本市は、北西部は瀬戸内海に面しており、南東部は讃岐山脈をはじめとする山々に囲まれ、緑映える森林と輝く水辺空間に包まれた豊かな自然を誇るまちです。これらの豊かな自然をもとに粟島海洋記念公園や朝日山森林公園など、自然活用型の公園を有しています。このほか、日常生活に身近な交流の場、いこいの場、子どもの遊び場としての公園も有しています。

また、市内の都市公園は11箇所あり、その面積は約16.74haとなっており、市民1人あたりの公園面積は5.5㎡となっています。都市公園法施行令で定める住民1人あたりの標準敷地面積10㎡以上は満たしていない状況にあります。

今後は、これらの公園が市民のうるおいの場となるよう、市民参加による有効活用や計画的な整備を進めていくことが求められています。

施策の体系



施策の内容と主要事業

（1）身近な公園の整備

市民のスポーツ・レクリエーションの場、交流・いこいの場、子どもの遊び場、防災空間でもある身近な公園の整備を図るとともに、老朽化した既存施設・設備の改修を図ります。

- 公園施設整備事業

（2）公園・緑地の管理体制の充実

市民との協働による公園・緑地などの維持・管理体制の充実を図ります。

- 公園施設等維持管理事業

（3）既存公園の有効活用

自然環境を活用した既存の公園・緑地等が市内外の人々にとって観光・交流・レクリエーションの場となるよう、それぞれが持つ特色を生かした有効活用を図ります。

- 公園施設等利用促進事業

（4）緑化活動の推進

公共施設をはじめ、市内全域において緑化を図るとともに、市民の自主的な緑化運動、花づくり運動を促進し、緑化活動を推進します。

- 緑化活動推進事業

まちづくり指標

指標項目	単位	平成19年度 (現況数値)	平成25年度 (目標数値)
公園や広場の整備に関する市民の満足度 (みとよの未来づくり市民アンケートより)	%	49.4	65.0

6. 墓地・斎場の整備

現状と課題

斎場は、社会生活において必要不可欠な都市施設であり、遺族や関係者にやすらぎを与える尊厳のある施設であることが望まれています。

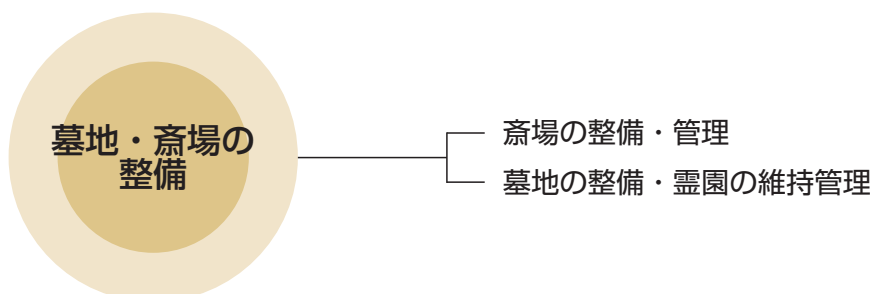
本市の火葬場は、市域の住民が利用する火葬施設として、4施設が稼動しています。これらの施設は、昭和52年度に建設した火葬場が2施設（豊中斎場・山本財田斎場）、昭和57年度に建設した火葬場が1施設（七宝斎苑）、平成12年度に改築した火葬場が1施設（高瀬火葬場）で、建築後25年から30年近い期間が経過している施設があります。

こうしたことから、施設の老朽化や火葬炉に関する維持管理の問題、さらには将来見込まれる火葬需要への対応不足といった多くの問題を抱えている状況です。

これらの課題を解決するために、新たな施設を整備する必要があります。今後、新たな斎場の整備に関する基本方針や必要とされる施設の規模・能力・建設場所などについて、具体的に検討していく必要があります。

また、本市の市営墓地は託間中央霊園と久保谷霊園の2施設があり、墓地の確保が困難な市民に対して納骨できる墓所用地を提供しています。今後、これらの霊園をさらに有効活用し、適正な維持管理をしていくことが必要です。

施策の体系



施策の内容と主要事業

(1) 斎場の整備・管理

施設の規模・能力・建設場所などについて、十分な検討を行った上で新たな斎場の整備を進めるとともに、整備後の適切な管理体制の確立を図ります。

- 斎場建設管理事業

(2) 墓地の整備・霊園の維持管理

市内の墓地の現状や市民ニーズを勘案し、長期的な展望に立って安定した墓地供給に取り組んでいくとともに、霊園の適正な維持管理に努めます。

- 墓地整備・霊園管理事業

まちづくり指標

指標項目	単位	平成19年度 (現況数値)	平成25年度 (目標数値)
市営墓地の墓所用地の提供	%	59.1	70.0

7.土地の有効利用

現状と課題

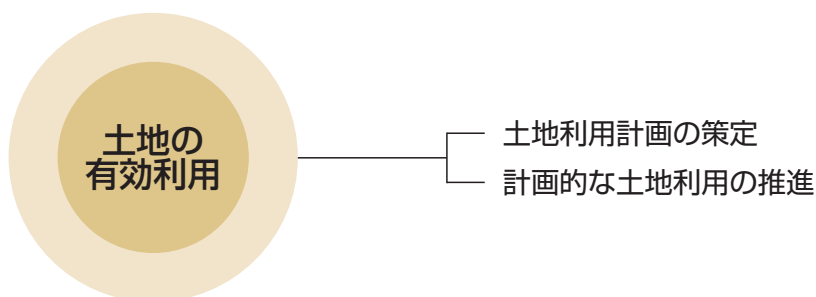
土地は、あらゆる活動の基盤であり、限られた貴重な資源です。したがって、まちの発展ためには、土地を高度かつ有効に利用していくことが必要です。

平成19年における市域の土地利用の状況は、宅地の10.4%に対し、農地（田・畑）や山林など、緑や自然が多く残された環境が80%以上を占めています。

地球規模で環境保全の重要性が叫ばれる中、本市が持つ豊かな自然環境・景観や森林の保全に努めることが大きな課題となっています。しかし一方では、便利で快適な市街地環境の整備や中心拠点の形成、観光・交流基盤の整備など、定住・交流人口の増加や利便性の向上等に向けた都市的な土地利用を進めていくことも重要な課題となっています。

本市の土地利用政策については、地域発展のために利用する土地と将来に向けて保護・保全すべきエリアとを区分し、豊かな自然環境の維持、産業・経済の振興、観光振興、市民ニーズへの対応など、総合的見地からバランスの取れた魅力ある地域形成を図るよう、計画的な取り組みが求められています。

施策の体系



施策の内容と主要事業

(1) 土地利用計画の策定

本市の地理的・社会的特性や将来の発展方向について長期的な視野に立つとともに、歴史的・地域的特性を考慮し、調和のとれた開発と保全を計画的に進めるため、土地利用計画を策定します。

- 三豊市土地利用計画策定事業

(2) 計画的な土地利用の推進

農業・水産業・工業・商業などの産業が、地域の特性を活用して特徴ある取り組みを行い、お互いに有機的に連携し合って活性化された地域構造を形成しながら、豊かな自然環境の中で充実した市民生活が営めるよう、土地利用計画に基づく適正な誘導を行い、計画的な土地利用を推進します。

- 市民型土地利用促進事業

まちづくり指標

指標項目	単位	平成19年度 (現況数値)	平成25年度 (目標数値)
町並みや景観に対する満足度 (まちづくり市民アンケートより)	%	57.4	65.0

8.住宅対策の推進

現状と課題

住宅は人々の生活の基盤であり、快適で安全・安心な住まいを供給することが重要な課題であるとともに、まちづくりの基本となるものです。

住宅の中でも公営住宅は、住宅に困窮する低額所得者が、低廉な家賃で賃借することにより、生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的に建設されています。本市には550戸の市営住宅が建設されており、入居者が安全で快適な暮らしができるよう維持・管理・補修を行っています。

しかし、約37%の住宅が耐用年数を超えており、中には建築後50年以上経過した木造住宅もあります。

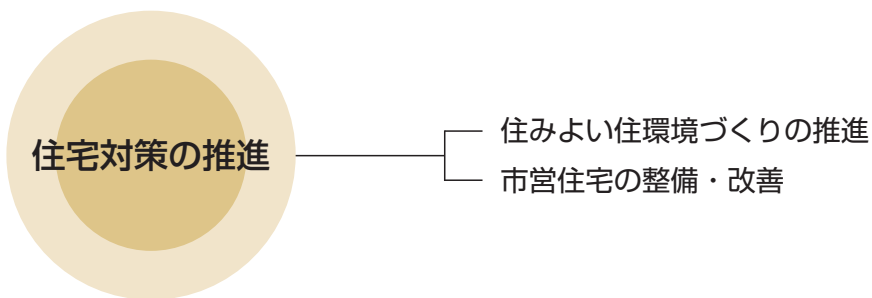
こうしたことから、市営住宅について、平成20年度に策定した「三豊市市営住宅ストック総合活用計画」に基づき、中長期的な視点から整備・改善を進めていく必要があります。

■ 建築年度別市営住宅の状況 (単位：戸)

建築年度	市営住宅戸数
昭和30年以前	11
昭和31年～40年	49
昭和41年～50年	197
昭和51年～60年	125
昭和60年～平成10年	136
平成11年以降	32
市営住宅 計	550

資料：みとよの身の丈

施策の体系



施策の内容と主要事業

(1) 住みよい住環境づくりの推進

若年層の定住や団塊世代の移住を促進するため、土地利用計画との整合を図りながら、民間住宅地開発の適正な誘導等を進めます。

- 住環境整備推進事業

(2) 市営住宅の整備・改善

「三豊市市営住宅ストック総合活用計画」に基づき、老朽化の状況や市民ニーズの動向、施設の適正管理・健全運営、財政状況等を総合的に勘案し、中長期的視点に立った市営住宅の整備・改善を推進します。

- 市営住宅管理事業

まちづくり指標

指標項目	単位	平成19年度 (現況数値)	平成25年度 (目標数値)
市営住宅バリアフリー化率	%	15.0	18.0
市営住宅老朽住宅保有率	%	37.0	36.0

9. 道路・交通網、港湾の整備

現状と課題

道路・交通網は、人々の交流を促進するとともに、便利な日常生活や活力ある産業活動を支える重要な社会基盤です。

本市には、北東から南西方向に高松自動車道、国道11号、377号が走り、南東部には、南北に国道32号が走っており、幹線交通軸を形成しています。

特に、高速自動車道については、さぬき豊中インターチェンジ、三豊鳥坂ハーフインターチェンジを有しており、高松、松山、高知、徳島、岡山など各方面への交通の利便性が高くなっています。

しかし、国道11号においては、豊中～観音寺間において慢性的な渋滞状況にあり、早期の4車線化が望まれてきました。そのような中、平成20年度に実現に向けた調査費が予算化されたことにより、本格的な4車線化が開始されています。

また、国道32号においても、猪ノ鼻峠付近で交通の難所が多く、猪ノ鼻トンネルを含む猪ノ鼻道路の整備が望まれてきました。現在この早期供用に向けた事業が進められており、整備が完成すれば、井川池田インターチェンジともスムーズな連絡が図られることとなります。

今後も、関係機関と連携し、これら国道をはじめ、県道、市道に至るまで、市民にとってより一層安全で便利な道路網・道路環境の整備を進めていくことが必要となっています。

一方、公共交通機関については、JR予讃線・土讃線が走り、6つの駅を有するほか、市においてコミュニティバスを運行しています。

コミュニティバスは、平成19年9月から市内全域運行を開始し、通学や通院などの手段として広く市民に利用されています。今後も、市民ニーズや利用状況に応じて路線やダイヤの変更などの検討を行い、より多くの市民に利用されるコミュニティバスとしての運行を行う必要があります。

また、海洋部では、国際貿易港である詫間港と仁尾港の2つの地方港湾（県管理）の整備を促進していくとともに、粟島、志々島の生活航路として運行されている離島航路を維持し、島民の交通手段を確保する必要があります。

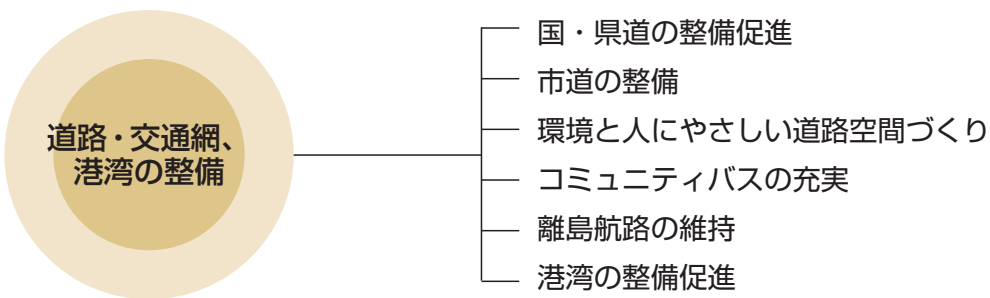
■市内の道路の状況

（単位：路線、m、%）

区分	路線数	総延長	改良済		舗装済		歩道設置 道路 実延長
			延長	改良率	延長	舗装率	
高速自動車国道	1	10,992	10,992	100.0	10,992	100.0	—
国道 (一般国道・指定区間)	2	19,423	19,423	100.0	19,423	100.0	14,200
国道 (一般国道・指定区間外)	1	10,772	10,772	100.0	10,772	100.0	8,356
県道 (主要地方道)	8	91,896	78,922	91.3	86,425	100.0	35,930
県道 (一般県道・専用)	1	11,752	2,967	100.0	2,967	100.0	—
県道 (一般県道・専用外)	20	115,712	91,705	85.8	105,850	100.0	315,534
市道	2,466	1,065,028	499,216	56.0	926,064	92.2	36,114

資料：香川県道路現況表（平成18年4月1日現在）

施策の体系



施策の内容と主要事業

（1）国・県道の整備促進

本市の主要幹線として、国道11号の4車線化や国道32号猪ノ鼻道路の早期完成をはじめ、国・県道の整備を関係機関に働きかけていきます。

- 県道改築等事業

（2）市道の整備

国・県道との連携や役割分担、市内地域間の連携強化等に配慮しながら、幹線市道から身近な生活道路に至るまで、市道網の整備を計画的かつ効率的に推進するとともに、市民との協働のもと、適正管理と維持補修に努めます。

- 市道整備維持管理事業

（3）環境と人にやさしい道路空間づくり

道路整備にあたっては、災害時への対応やバリアフリー化、環境・景観の保全と創造などに配慮した、環境と人にやさしいというおいのある道づくりを進めます。

- 道路空間整備事業

（4）コミュニティバスの充実

コミュニティバスについて、市民の日常生活に欠かせない身近な交通手段として、市民ニーズや利用状況や応じた路線やダイヤの変更などの検討を行い、利便性向上に努めます。

- コミュニティバス事業

（5）離島航路の維持

粟島、志々島地域の市民の生活航路である離島航路の維持を図り、島民及び来訪者の交通の利便性向上に努めます。

- 離島航路運行維持事業

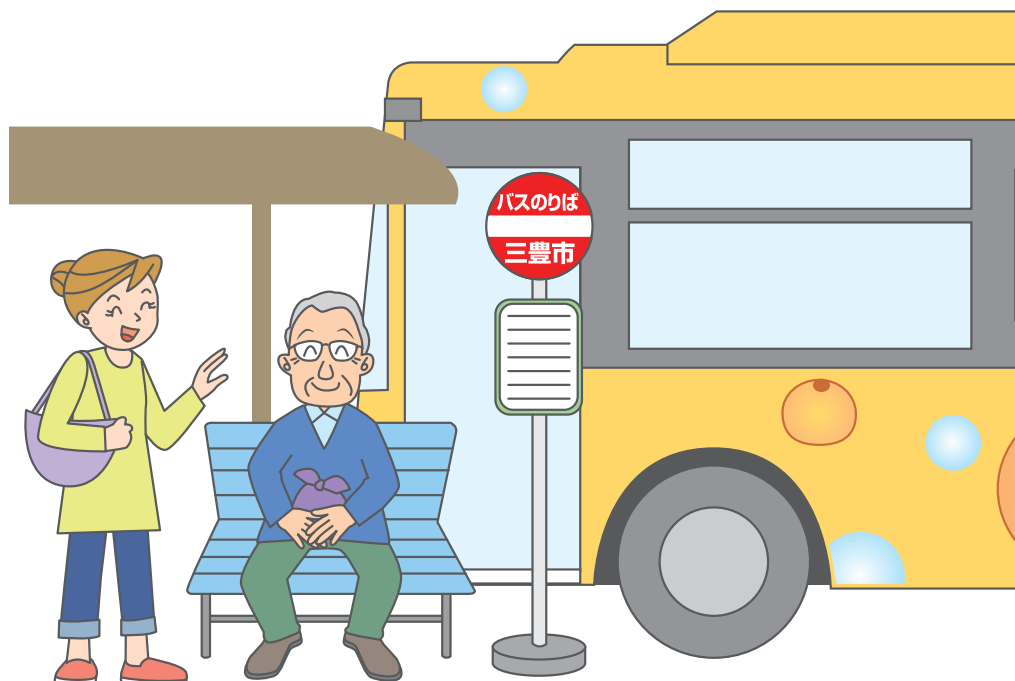
（6）港湾の整備促進

本市の海の玄関口である詫間港の物流機能の充実や、仁尾港のマリンレジャー機能の強化など、港湾の整備を関係機関に働きかけていきます。

- 港湾整備事業

まちづくり指標

指標項目	単位	平成19年度 (現況数値)	平成25年度 (目標数値)
市道改良済延長	m	499,216	514,216
市道における歩道設置延長	m	36,114	38,314
コミュニティバス年間乗車人数	人	300,000	360,000
港湾整備率	%	61.9	70.1



豊かな自然と共生し、環境にやさしいまち（環境・生活）

10. 情報化の推進

現状と課題

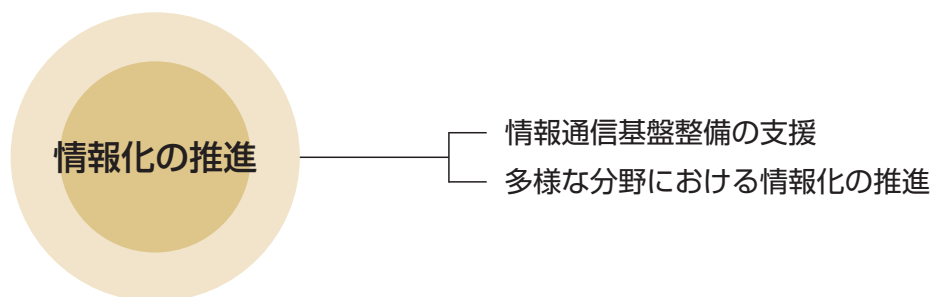
近年、情報通信環境が飛躍的に進展する一方で、各地域間の情報通信格差が問題となっています。

本市では、電子自治体化の推進や庁舎内ネットワークの環境整備などに努めてきましたが、情報通信格差の是正に取り組んでいくことが求められています。

本市の平成18年度のブロードバンド^{※20}世帯カバー率は91.8%であり、島しょ部や山間地域など、一部の地域においては高速回線の整備が遅れています。

これからの高度情報化社会に対応していくためにも、三豊ケーブルテレビをはじめとする各通信事業者による情報通信基盤の整備を支援し、ブロードバンドの普及に努めるとともに、これらの情報通信基盤を利活用し、多様な分野における情報サービスを提供し、市民生活の質的向上と市全体の活性化を進めていく必要があります。

施策の体系



※20 ブロードバンド…高速・大容量のインターネット接続環境

施策の内容と主要事業

（1）情報通信基盤整備の支援

三豊ケーブルテレビをはじめとする各通信事業者による島しょ部や山間地域も含めた市内全域での情報通信基盤の整備を支援し、地域間の情報通信格差の是正に取り組めます。

- 情報通信基盤整備支援事業

（2）多様な分野における情報化の推進

整備された情報通信基盤を利活用し、防災・防犯や保健・医療・福祉、教育・文化など多様な分野における情報サービスの提供に努めます。

- インターネットメール配信サービス事業

まちづくり指標

指標項目	単位	平成19年度 (現況数値)	平成25年度 (目標数値)
ブロードバンド世帯カバー率	%	91.8(平成18年度)	98.0
メール配信登録件数	件	1,531(平成20年度)	3,590